

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和6年5月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300254 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400005 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に係る資格喪失年月日が平成 30 年 7 月 1 日となっており、請求期間における被保険者記録がない。

しかし、請求期間及びその前後の期間において、私は同じ店舗で調理人として継続して勤務しており、途中で店舗の経営が変わったこともあったが、請求期間については、A社に在籍し、同社から給与が継続して支給され、給与から厚生年金保険料も控除されていた。

調査の上、平成 30 年 8 月 1 日を資格喪失年月日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 30 年 7 月 31 日まではA社に在籍しており、請求期間に係る厚生年金保険料も給与から控除されていた旨主張している。

しかしながら、事業主は、請求期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は一切残っていないため、請求者の在籍期間及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届 (令和元年 7 月 24 日受付) (写) によると、事業主が、請求者の資格喪失年月日を平成 30 年 7 月 1 日とする届出を行った際の喪失 (不該当) 原因欄には、「平成 30 年 6 月 30 日退職等」と記載されていることが確認できる。

さらに、請求者の住所地を管轄する税務署から提出された請求者のA社に係る平成 29 年分及び平成 30 年分給与所得の源泉徴収票 (写) に記載されている社会保険料等の金額の合計額は、オンライン記録における請求者の同社に係る被保険者期間 (平成 29 年 9 月から平成 30 年

6月までの10か月)と同じ10か月分の健康保険料(介護保険料を含む)及び厚生年金保険料の合計額とおおむね一致することから、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。